インターネットにおける実名制導入の是非

西田 拓人

インターネットの利用が不可欠となった現在、その発展は個人が表現の自由を享受する機会を拡大させる一方で、権利侵害情報や違法情報を拡散させる原因になっている。また、その問題の原因をインターネットの匿名性に求める声があり、インターネットでの匿名による情報発信を禁止するべきだという考えもある。このような状況のなか、世界で初めてこの問題に対策を講じたのは韓国であり、その方法は、匿名性による弊害の除去を目的とする「インターネット実名制」の導入であった。表現の自由の重要性をステレオタイプに強調する日本では、実名制を否定する傾向にはあまり争いがないようであるが、筆者は、あえて実名制導入を検討することによって、インターネットで生起するさまざまな問題事案への対応に向けた提案できるのではないかと考えている。

そこで、本卒業研究では、「インターネット実名制」を題材に、韓国において同制度が導入され、または廃止されるまでの経緯、日本におけるこれまでの議論を踏まえ、なぜ日本では否定的な論調であるのかを考察し、「インターネット実名制」導入の可能性を考察することを目的とする。

なぜ実名制に対して否定的な論調あるのかについては2点挙げられる。1つ目は、委縮効果論による影響が大きいということであり、2つ目は、疑義はあるものの、対抗言論の可能性が主張されているという点である。

日本では実名制を導入することには反対論が多いが、韓国では、情報通信網法上の実名制は違憲とされたものの、公職選挙法上の実名制は合憲とされた。そこで、韓国における実名制に関する各判決をもとに、日本国憲法に照らした場合のインターネット実名制の導入可能性を改めて検討したところ、実名制は日本の憲法論に照らして考えても導入不可能ではないと考えるに至った。具体的に、情報通信網法上の実名制と同様の制度については、過度に広汎な規制であることから、韓国と同様の理屈により、日本に導入することは困難である。しかし、対抗言論には被害者救済に欠けるという問題があるため、他の事前対処方法として、限定的な実名制の可能性を否定すべきではない。

そこで、制約的な条件下、すなわち、選挙運動期間中に限り、電子掲示板にアクセスする際の認証段階で、本人に実名や電話番号などの個人情報を入力させ、問題が生じたときに投稿した人物の発言を電子掲示板管理者が特定できる法制度を導入する余地はあると結論づけた。

(指導教員 石井夏生利)